

山武市地域防災計画

風水害等編

目 次

第1章 災害予防計画	1
第1節 水害の予防対策.....	3
第1 水害の防止対策.....	3
第2 浸水予想区域の調査及び周知.....	3
第3 浸水想定区域内の円滑かつ迅速な避難の確保.....	4
第4 防災訓練.....	4
第2節 土砂災害・風害等の予防対策.....	5
第1 土砂災害の予防対策.....	5
第2 風害の予防対策.....	5
第3 雪害対策.....	6
第4 防災訓練.....	6
第3節 要配慮者の安全確保対策.....	8
第2章 災害応急対策計画	11
第1節 応急活動体制.....	13
第1 防災体制の確立.....	13
第2 災害対策本部設置前の体制.....	14
第3 災害対策本部の体制.....	15
第4 災害対策本部解散後の体制.....	16
第5 災害救助法の適用.....	20
第2節 情報の収集伝達.....	21
第1 情報連絡体制の確立.....	21
第2 気象情報等の収集・伝達.....	22
第3 被害情報の収集・報告.....	24
第4 災害広報.....	24
第5 報道機関への対応.....	24
第3節 消防・救助救急・水防・危険物等対策.....	25
第1 消防活動.....	25
第2 救助・救急活動.....	25
第3 水防活動.....	25
第4 危険物等の対策.....	27
第4節 災害警備・交通規制.....	28
第1 災害警備.....	28
第2 交通規制等.....	29
第3 緊急通行車両の確認等.....	29
第4 緊急輸送.....	29
第5 防犯.....	29
第5節 避難対策.....	30
第1 避難行動.....	30
第2 避難所の開設.....	32
第3 避難所の運営.....	33
第4 感染症対策.....	33

第5 広域避難・広域一時滞在	33
第6節 医療救護・防疫活動	34
第1 医療救護活動	34
第2 防疫活動	34
第3 保健衛生活動	34
第7節 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬	35
第1 行方不明者の捜索	35
第2 遺体の処理・埋火葬	35
第8節 給水・物資の供給	36
第1 飲料水の供給	36
第2 食料の供給	36
第3 生活必需品の供給	36
第4 救援物資の受入れ・管理	36
第9節 広域応援要請・広域避難者等の受入れ	37
第1 自衛隊の災害派遣	37
第2 県・市町村等への要請	37
第3 消防の広域応援要請	37
第4 災害協定の活用	37
第5 広域避難者等の受入れ	37
第10節 生活関連施設等の応急復旧対策	38
第1 ライフライン施設	38
第2 交通	38
第3 公共施設	38
第11節 学校等における児童・生徒等の安全対策	39
第1 災害発生時の対応	39
第2 応急教育	39
第3 応急保育	39
第4 社会教育施設の対策	39
第5 文化財の確認	39
第12節 廃棄物・環境対策	40
第1 障害物の除去	40
第2 清掃・廃棄物処理	40
第3 環境汚染の防止	40
第4 動物対策	40
第13節 建築物・住宅対策	41
第1 被災宅地の危険度判定	41
第2 住家の被災調査・罹災証明の発行	41
第3 住宅の応急修理	41
第4 応急仮設住宅の供給	41
第14節 要配慮者対策	42
第1 避難行動要支援者の避難支援	42
第2 要配慮者への対応	42
第3 社会福祉施設入所者等への支援	42

風水害編 第1章 災害予防計画

第15節 ボランティアへの対応	43
第1 ボランティアの受入れ体制	43
第2 ボランティア活動支援	43
第16節 帰宅困難者対策	44
第1 施設管理者等の対応	44
第2 市の対応	44
第17節 生活支援	45
第3章 災害復旧・復興計画	47
第1節 市民生活安定のための対策	49
第1 被災者の生活支援	49
第2 地域経済への支援	49
第2節 施設の復旧計画	49
第3節 災害復興計画	49

第1章 災害予防計画

第1節 水害の予防対策

項 目	市担当	関係機関
第1 水害の防止対策	農政課、土木課	山武土木事務所、山武農業事務所
第2 浸水想定区域の調査及び周知	消防防災課	山武土木事務所、県
第3 浸水想定区域内の円滑かつ迅速な避難の確保	消防防災課	—
第4 防災訓練	消防防災課、土木課	消防本部、消防団

第1 水害の防止対策

1 河川整備

山武土木事務所は、木戸川の河川改修を実施している。

また、作田川では、「二級河川作田川水系河川整備計画」（平成27年7月）により、概ね20年を対象期間として、境川合流点から二級河川指定上流端までの9.1kmを、また、支川源川では作田川合流点から源川調節池までの0.46kmを対象に、河床の掘削、築堤、護岸、橋梁・堰改築により流下能力の増大を図る整備を進めている。さらに作田川では津波対策工事として河口から若潮橋の1.72kmを対象に特殊堤、盛土による堤防嵩上、護岸の整備を進めている。

2 ため池等防災事業

県は「ため池データベース」を整備し、決壊した場合に人的被害を与えるおそれがある防災重点農業用ため池について、劣化状況調査を実施して改修等の必要な措置を講じる。また、緊急連絡体制の整備等を推進する。

農政課は、県から提供された防災重点農業用ため池浸水想定区域図を基にハザードマップを作成し関係者に周知するとともに、ため池の管理及び保全施策を推進する。

第2 浸水予想区域の調査及び周知

1 浸水想定区域の調査

消防防災課は、県と連携し、河川周辺地域での外水及び内水の氾濫により、家屋の浸水が予想される浸水予想区域をあらかじめ調査し、水害による被害の軽減に努めるものとする。

2 浸水想定区域の周知

消防防災課は、県（県土整備部）が公表した「洪水浸水想定区域図」に基づいて作成した洪水ハザードマップにより、水害の危険箇所、避難場所、避難情報等の入手方法、適切な避難行動などを住民に周知し、避難体制を強化する。

ハザードマップについては、「山武市ハザードマップ（洪水・土砂災害編）」を適宜改訂して配布する。

第3 浸水想定区域内の円滑かつ迅速な避難の確保

1 洪水予報等の伝達手段の整備

消防防災課は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条に基づき、浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難の確保のため、洪水予報等の情報を浸水想定区域に対して伝達手段の整備に努める。

第4 防災訓練

1 水防訓練

消防防災課、土木課、消防団、消防本部は、水防訓練を実施する。

- (1) 実施時期は、出水期前とする。
- (2) 実施地域は、重要水防箇所、浸水想定区域など洪水のおそれがある地区とする。
- (3) 実施方法は、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じて他の関連する訓練と併せたものとする。

2 避難訓練

消防防災課は関係機関と連携し、自主防災組織や住民等の参加を得て洪水を想定した避難訓練を、隔年を基準として実施する。

- (1) 避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者名簿、個別避難計画等を活用した避難行動要支援者の避難支援訓練を実施する。
- (2) 要配慮者利用施設、観光施設等の大規模集客施設等においては、利用者の円滑な避難確保のための訓練を実施する。

第2節 土砂災害・風害等の予防対策

項 目	市担当	関係機関
第1 土砂災害の予防対策	消防防災課、土木課	—
第2 風害の予防対策	消防防災課、農政課	東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社
第3 雪害対策	土木課、農政課	山武土木事務所、印旛土木事務所、東日本高速道路株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社
第4 防災訓練	消防防災課、土木課	消防本部、消防団

第1 土砂災害の予防対策

消防防災課は、土砂災害の防止対策として、土砂災害区域等の県の指定に基づいて、ハザードマップの作成、警戒避難体制の整備等を実施する。

対策の内容は、地震・津波対策編第1章第3節第1「土砂災害の防止」を準用する。

1 土砂災害に関する情報の収集

市は、平常時から砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、住民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

2 警戒避難体制の整備等

市は警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害警戒区域ごとに危険箇所の点検及び住民との連携を密にすることにより土砂災害の前兆情報を収集する。

また、土砂災害警戒情報が発表された場合等は、防災行政無線等により迅速に情報を伝達する体制を確保する。

第2 風害の予防対策

1 台風・竜巻に関する知識の普及・啓発

消防防災課は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、気象庁が発表する雷注意報、竜巻注意情報等の防災気象情報、竜巻に関する知識、対応方法等について周知する。

2 農作物等の風害防止対策

農政課は、農作物等の風害防止について、農家に対して注意を促し、強風害及び降雹等の被害の軽減を図る。

3 電力施設の風害防止対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、送電設備、配電設備とも「電気設備の技術基準」に基

づき風害防止対策を実施する。

また、樹木倒壊等による事故防止のため平常時から風害発生のおそれのある樹木の伐採や、暴風時の塩害対策に努めている。

4 通信施設の風害防止対策

東日本電信電話株式会社は、次のように対策を講じている。

局外設備は、過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。局内設備は、風害時の停電による通信機器用電源の確保については、予備エンジンにより実施する。空中線は、無線のアンテナ支持物に対する強度については、電気設備技術基準又は網構造物設計基準によっている。

5 災害に強い森づくり事業

農政課は、国の重要インフラ周辺森林整備を活用した「災害に強い森づくり事業」を推進し、林所有者自らの努力だけでは適切な管理が期待できない重要インフラ施設に近接する森林において、風倒木や土砂等流出等による施設への被害の未然防止につながる森林整備を促進する。

第3 雪害対策

1 道路の雪害防止対策

道路管理者は、降雪による路面凍結が予想される場合には、交通事故を防止するため、管理する道路に砂や路面凍結剤等を散布するなどの体制を確保する。

2 農作物等の雪害防止対策

農政課は、農作物の雪害防止について、農家に対して注意を促し、被害の軽減を図る。

3 電力施設の雪害防止対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、送電線設備、配電線設備とも、「電気設備の技術基準」に基づき着雪防止対策等を実施する。

4 通信施設の雪害防止対策

東日本電信電話株式会社は、風害防止対策に準じて通信線路設備、局内設備対策を実施する。

第4 防災訓練

1 土砂災害警戒訓練

消防防災課、土木課、消防団、消防本部は、土砂災害警戒訓練を実施する。

(1) 実施時期は、出水期前とする。

(2) 実施地域は、土砂災害警戒区域など土砂災害のおそれがある地区とする。

(3) 実施方法は、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じて他の関連する訓練と併せたものとする。

2 避難訓練

消防防災課は関係機関と連携し、自主防災組織や住民等の参加を得て土砂災害を想定した避難訓練を、隔年を基準として実施する。

- (1) 避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者名簿、個別避難計画等を活用した避難行動要支援者の避難支援訓練を実施する。
- (2) 要配慮者利用施設、観光施設等の大規模集客施設等においては、利用者の円滑な避難確保のための訓練を実施する。

第3節 要配慮者の安全確保対策

項 目	市担当	関係機関
要配慮者の安全確保対策	消防防災課、社会福祉課、 高齢者支援課	要配慮者利用施設

1 要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

社会福祉課、高齢者支援課、消防防災課は、洪水浸水想定区域（想定浸水深が 0.5m 未満を除く。）又は土砂災害警戒区域にかかる主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上配慮を要する者が利用する施設（利用者が単独で通う施設を除くものとし、以下「要配慮者利用施設」という。）における利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、当該施設への連絡方法を定めるとともに、情報伝達手段の多重化に努める。

2 利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

上記1の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時又は土砂災害時における円滑かつ迅速な避難のために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、当該計画で定めるところにより避難訓練を実施する。また、自衛水防組織の設置に努める。

消防防災課は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して避難確保計画の作成等の技術的支援を行う。要配慮者利用施設の管理者等は、作成した避難確保計画及び避難訓練の実施状況を市に報告する。

なお、要配慮者利用施設の対象範囲は、次のとおりである。

種類	対象範囲
社 会 福 祉 施 設	老人福祉施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業施設、児童福祉施設 等
児 童 施 設	放課後児童健全育成事業施設、児童相談所、一時預かり所、母子健康包括支援施設、こども園（保育所型） 等
学 校 等	幼稚園、小学校、中学校、こども園（保育所型を除く）
医 療 施 設	病院

3 個別避難計画の作成等

(1) 作成対象者

洪水浸水想定区域内で垂直避難が困難な家屋の居住者又は土砂災害警戒区域内の居住者で、次に該当する在宅者とする。

- ア 介護保険における要介護3以上の者
- イ 身体障がい（身体障害者手帳1級又は2級）の者
- ウ 知的障がい（療育手帳A以上）の者
- エ 精神障がい（精神障害者保健福祉手帳1級）の者
- オ その他市長が必要と認める者

(2) 計画記載事項

地震・津波災害編 第1章 第8節 第1・2「(2) 計画記載事項」に準ずる。

(3) 作成方法

地震・津波災害編 第1章 第8節 第1・2「(3) 作成方法」に準ずる。

(4) 個別避難計画情報の提供及び情報漏えいを防止する措置

地震・津波災害編 第1章 第8節 第1・1「(6) 名簿の提供及び情報漏えいを防止する措置」に準ずる。

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

項 目	市担当	関係機関
第1 防災体制の確立	各班	—
第2 災害対策本部設置前の体制	各班	—
第3 災害対策本部の体制	各班	—
第4 災害対策本部解散後の体制	各班	—
第5 災害救助法の適用	各班	—

第1 防災体制の確立

1 防災体制

本市の防災体制は、次のとおりである。

配備体制	配備基準	配備人員
情報収集班設置	【警報】 次の警報の1以上が山武市に発表される見込みがある場合 大雨警報 洪水警報 暴風警報 大雪警報 暴風雪警報 【状況】 その他、災害の発生が予想されるとき。	消防防災課（防災係） ※情報収集に必要な人員
災害警戒本部設置	【警報】 次の警報の1以上が山武市に発表され、又は、発表される見込みがある場合 大雨警報 洪水警報 暴風警報 高潮警報 大雪警報 暴風雪警報 【気象情報】 防災気象情報の警戒レベル3以上が山武市に発表される可能性が高い場合 【状況】 台風、大雨等の影響が見込まれ、市長が必要と認めたとき。 【避難】 自主避難受入れ 【避難所】 各地区に自主避難所を開設する場合	災害警戒本部員 （災害対策本部に準ずる。） 消防防災課 各課第2配備職員 ※予想される災害の規模により、必要な職員を各部・課等で判断して配備
災害対策本部設置	【気象情報】 防災気象情報の警戒レベル3以上が山武市に発表され、次の気象情報が発表されたとき。 大雨警報、洪水警報、氾濫警戒情報 【状況】 局地災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき。 【避難】 高齢者等避難を発令 【避難所】 各地区に避難所を開設する場合	災害対策本部員 消防防災課 各課等第3配備職員 ※予想される災害の規模により、必要な職員を各部・課等で判断して配備
	【気象情報】 防災気象情報の警戒レベル4以上が山武市に発表されたとき。次の気象情報が発表されたとき。 記録的短時間大雨情報 土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 大雨特別警報 氾濫発生情報 【状況】 市内災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき。 【避難】 避難指示を発令 【避難所】 避難所を12カ所以上開設する場合	全職員 ※災害の規模や状況により、避難所勤務等の勤務交代を各部・班で判断し、職員を参集させることなく待機させることができる。

2 配備

(1) 配備の決定

自動配備以外の場合は、総務部長が消防防災課長（必要に応じて市長、副市長）と協議して配備体制を決定し、市長、副市長に報告する。

(2) 配備の方法

勤務時間内は、総務部長から部長へ電話又は口頭で連絡する。また、消防防災課は、山武市災害時職員招集メール、庁内放送等により全職員に配備を周知する。

勤務時間外で、自動配備に該当する場合は、原則として連絡は行わない。配備に該当する職員は、注意報、警報等のレベルに応じて、指令を待つことなく参集する。

勤務時間外で市長の決定による配備は、総務部長から各部長に電話又はメールで連絡し、課長等は参集する職員に電話又はメール等で連絡する。また、消防防災課は、山武市災害時職員招集メールで全職員に配備を伝達する。

なお、子育て中の職員の参集を促進するため、状況に応じ、なるとうこども園に職員の子供の応急保育を行う体制を確保する。

3 参集場所

職員の参集場所は、原則として通常の勤務場所とする。

4 参集報告

各課等の長は、職員の参集状況を所属部の主務課長に報告し、主務課長は、所属部等の長及び総務課長に報告する。

総務課長は、とりまとめた職員参集情報を総務部長及び消防防災課長に報告する。

5 消防団員の配備

災害対策本部を設置した場合、本部班は、電話等を利用して消防団長に伝達する。

消防団長は、出動を各副本部長に対し指示する。なお、消防団の地区別の活動拠点（資機材置場等を兼ねる。）は、次のとおりとする。

ア	消防団本部・成東地区	市役所会議室
イ	山武地区	さんぶの森ふれあい公園テニスコート管理棟
ウ	松尾地区	松尾 I T 保健福祉センター
エ	蓮沼地区	蓮沼スポーツプラザ

第2 災害対策本部設置前の体制

災害対策本部設置前は、状況に応じて災害警戒配備体制をとり、情報収集及び災害応急対策を実施する。組織及び所掌事務は、災害対策本部に準ずるものとする。

災害警戒本部の設置前は、状況に応じて消防防災課を主体とする情報収集班を設置して情報収集体制をとり、情報収集及び初期の災害応急対策の準備等について庁内及び関係機関と連絡、調整を行う。

第3 災害対策本部の体制

1 災害対策本部の設置・廃止

(1) 災害対策本部の設置・廃止基準

市長は、次の基準に達した場合は、災害対策本部を設置・廃止する。

〈災害対策本部の設置・廃止基準〉

ア 設置

- ① 市の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災対策が必要と認めるとき。
- ② 第2配備以上の配備体制をとるとき。
- ③ その他市長が必要と認めたとき。

イ 廃止

- ① 災害応急対策が概ね終了したとき。
- ② 災害復興本部が設置されたとき。
- ③ その他本部長が必要なしと認めたとき。

(2) 設置場所

災害対策本部は、市庁舎に設置する。

市庁舎が被災した場合は、成東保健福祉センター、成東文化会館のぎくプラザの順に設置する。施設班は、本部の移設に関わる準備及び移設の全体指揮を行う。

(3) 本部設置又は廃止の通知

本部班は、災害対策本部を設置又は廃止した場合、千葉県防災情報システムその他電話等適当な方法により県、警察署、消防本部、陸上自衛隊に通知する。

(4) 現地対策本部の設置

本部長は、応急対策を実施するうえで必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部の運営

(1) 職務権限

災害対策本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長が不在の場合は、副市長、政策調整監、総務部長の順により職務を代行する。

(2) 災害対策本部会議

災害に関する情報を分析し、応急対策等の基本方針を協議するため本部会議を置く。本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び関係機関等の職員のうち必要な者で構成する。

本部会議が行う会議は多くの職員が視聴できるように配慮する。

(3) 本部事務局

災害対策本部に本部事務局を置く。本部事務局は、情報のとりまとめや各部との連絡調整を行い、本部班は本部会議の運営を行う。

また、本部会議に各部からの連絡員を配置し、本部員の指示及び伝達事項について連絡調整を行う。

(4) 職員の配置

班の職員が不足する場合、部長は部内の配置調整により対処する。部内の配置調整では対処できない場合は総務部長（総務班）に要請し、全庁的な配置調整を行う。

また、専門的な技術、資格等を必要とする職員（以下「専門技術職員」という。）の応援を必要とする場合は、部長から総務部長（総務班）に要請し、総務班は当該業務を行う班へ

専門技術職員を配置する。

(5) 情報共有

情報班は、被害状況、災害対策や被災者支援の状況、災害対策の方針など本部長や本部会議の決定事項などを掲示板、職員招集メール等を利用して全職員に発信し、共有する。

(6) 長期化への配慮

総務班は、災害対応の長期化に備え、ローテーションを組んで対応にあたる等、災害対応従事者の健康管理に留意する。

3 県、関係機関との連携

(1) 政府等の対策本部との連携

国や県が本市に現地対策本部を設置する場合は、災害対策本部に受け入れる。

また、県災害対策本部会議に市職員の出席を求められた場合、本部長は副本部長その他の本部員等の中から適切な職員を指名して県に派遣する。

(2) 連絡員の受入

国、県、関係機関等から連絡員（リエゾン）が派遣される場合、又は連絡員の派遣を要請した場合は、災害対策本部に受け入れる。また、連絡員が行う被害状況、災害対応状況、応援ニーズなどの円滑な情報収集に協力する。

(3) 現地関係機関の調整支援

災害の現場において現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要がある場合、県又は市は合同調整所を設置して現地関係機関の間の連絡調整の場を確保する。

第4 災害対策本部解散後の体制

災害対策本部廃止後に、引き続き全庁的な災害対応が必要な場合は、災害復興対策本部を設置し、災害対策本部事務分掌に基づき、業務を所掌する担当課の職員で構成する災害復興対策班を組織し、対応にあたる。

〈災害対策本部の組織〉



〈災害対策本部 事務分掌〉

各班共通 事務分掌	1 所管する施設・設備等の被害把握及び復旧に関すること。 2 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。 3 避難所の運営に関すること。 4 災害対策情報及び復旧・復興情報の防災行政無線等による市民への周知に関すること。 5 本部長の命による業務に関すること。
-----------	--

風水害等編 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制

部	班	担当	事務分掌
本部事務局	共通		本部事務局の業務に関すること。
	本部班	消防防災課	1 職員の配備に関すること。 2 本部の設置及び運営に関すること。 3 本部長の命令及び指示の伝達に関すること。 4 気象・地震・津波・災害情報の収集及び伝達に関すること。 5 避難指示等の発令に関すること。 6 防災行政無線等の運用に関すること。 7 消防・警察その他関係機関との情報連絡及び調整に関すること。 8 被害状況及び応急・復旧対策実施状況の総括とりまとめに関すること。 9 県本部等への報告に関すること。 10 災害救助法の適用申請に関すること。 11 国、自衛隊、県、市町村、関係機関等への応援要請に関すること。 12 消防団の出動に関すること。 13 報道機関の問い合わせ等への対応に関すること。
	情報班	企画政策課	1 市民からの被害状況の収集に関すること。 2 出張所、関係機関等からの情報の収集に関すること。 3 災害対策本部における情報のとりまとめ及び各部班への提供に関すること。
	総務班	総務課	1 職員の安否確認に関すること。 2 災害対策要員の配置に関すること。 3 災害対策従事者の飲料水、食料等の確保及び配給に関すること。 4 来庁者の安全確保に関すること。 5 受援に関すること。 6 被災した市町村への応援派遣に関すること。
	施設班	財政課	1 本部の移設及び庁舎機能の維持に関すること。 2 車両、燃料の確保及び緊急通行車両に関すること。 3 災害対策用仮設電話の設置要請に関すること。 4 災害対策関係予算に関すること。 5 災害関係経費の出納に関すること。
	市民自治班	市民自治支援課	1 区・自治会との連携に関すること。 2 市民の安否把握（避難先等の把握含む。）の総括に関すること。 3 人的被害調査及びとりまとめの総括に関すること。 4 ボランティア活動についての関係機関との連絡調整に関すること。
	特命班	事務局（議会・監査委員） 会計課 空港地域振興課	1 本部事務局と各部との連絡調整に関すること。 2 本部事務局の業務に関すること。
渉外対策部	渉外班	秘書広報課	1 報道関係機関への情報提供等に関すること。 2 見舞者及び視察者等への対応に関すること。 3 災害義援金等の受入れ及び礼状の発送に関すること。 4 災害広報に関すること。 5 被害状況等の撮影保存及び記録に関すること。

部	班	担当	事務分掌
市民対策部	市民班	市民課 出張所 国保年金課	- 避難者名簿のとりまとめに関する事。 - 市役所、出張所での広報掲示に関する事。 - 被災者相談窓口の設置及び運営に関する事。 - 遺体の安置・処理・埋葬に関する事。 - 避難所の運営、人的被害状況及び安否確認業務等の支援に関する事 - 被災市民の生活支援（入浴、洗濯等）に関する事。
	調査班	課税課 収税課	- 被災者相談窓口の支援に関する事。 - 住家の被害認定調査に関する事。 - 罹災証明書の発行に関する事。 - 災害に伴う税の減免等に関する事。 - 避難者の避難支援（搬送）に関する事。 - 人的被害状況及び安否確認業務等の支援に関する事。
福祉対策部	要配慮者班	社会福祉課 高齢者支援課	- 避難行動要支援者の支援に関する事。 - 要配慮者の避難生活支援に関する事。 - 福祉避難所の開設及び運営の総括に関する事。 - 避難所運営の総括に関する事。 - 災害救助法に基づく適用事務に関する事。 - 災害弔慰金の支給及び被災者に対する救護支援の貸付けに関する事。 - 被災者生活再建支援に関する事。
	こども班	子育て支援課	- こども園・幼稚園児童の救護及び安全避難対策に関する事。 - 応急保育（職員の子供保育を含む。）に関する事。 - こども園・幼稚園児童の支援に関する事。 - 福祉避難所の開設及び運営支援に関する事。
	保健班	健康支援課	- 救護所の設置及び運営に関する事。 - 医薬品等の確保に関する事。 - 救護班等の連絡調整に関する事。 - 病院、診療所等の把握及び傷病者の受入れ要請に関する事。 - 医療要援護者の支援に関する事。 - 被災者の健康管理及び防疫に関する事。 - 乳児、妊産婦の支援に関する事。
産業対策部	物資班	農政課、 農業委員会事務局	- 食料・生活必需品の調達及び供給に関する事。 - 救援物資の受入れに関する事。 - 被災した農業者の支援に関する事。 - 家畜の防疫に関する事。 - 治山対策に関する事。 - 農地及び農業用施設の被害調査及び応急・復旧対策に関する事。
	帰宅困難者対策班	商工観光課	- 帰宅困難者の一時滞在及び支援に関する事。 - 食料・生活必需品の調達及び供給に関する事。 - 民生支援物資の受領・設置・運用に関する事。 - 被災した商工業者に支援に関する事。
建設環境対策部	土木班	土木課	- 道路、橋梁等の被害調査及び応急・復旧対策に関する事。 - 排水路の被害調査及び応急・復旧対策に関する事。 - 緊急輸送路の確保に関する事。 - 交通規制状況の把握に関する事。 - 道路障害物の除去に関する事。

部	班	担当	事務分掌
			6 応急土木資材の調達及び工事関係者との連絡及び協力要請に関すること。 7 急傾斜地の調査に関すること。
	都市整備班	都市整備課	1 災害危険区域の警戒、巡視に関すること。（市営住宅、公園等） 2 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 3 宅地の危険度判定に関すること。 4 応急仮設住宅の用地確保、建設、管理に関すること。 5 管理施設の修繕に関すること。 6 避難者の避難支援（搬送）に関すること。
	環境保全班	環境保全課	1 給水対策に関すること。 2 ごみ処理対策に関すること。 3 し尿処理対策に関すること。 4 災害廃棄物処理対策に関すること。 5 ペットの救護活動に関すること。 6 環境汚染対策に関すること。 7 山武郡市広域水道企業団との連絡・調整に関すること。
	水道班	水道課	1 給水区域内水道施設の被害調査及び応急・復旧対策に関すること。 2 給水区域内の給水活動に関すること。 3 県への応援要請に関すること。
文教対策部	教育班	教育総務課 子ども教育課 施設整備課 生涯学習課 スポーツ振興課 学校給食センター	1 児童・生徒・施設利用者の安全確保に関すること。 2 学童利用者の安全確保に関すること。 3 管理施設の被害調査及び応急・復旧対策に関すること。 4 災害時の応急教育に関すること。 5 被災児童、生徒の学用品等の支給に関すること。 6 被災者への炊き出し及び配給に関すること。 7 所管施設の避難所等の利用及び避難所運営支援に関すること。
消 防 団			1 災害警戒に関すること。 2 避難指示等の伝達及び誘導に関すること。 3 被災者の救助に関すること。 4 行方不明者の捜索に関すること。

第5 災害救助法の適用

災害救助法は、被災者の救済と社会秩序の保全を目的として制定された法律である。この法律における救助は国の責任において行われ、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。救助の実施については知事に全面的に委任されており、救助にかかる費用は県が支弁することを原則として、国はその一定額を負担すると定められている。

市域で発生した災害が、この法律の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて災害救助を実施する。

適用基準や手続き等は、地震・津波災害編第2章第1節第5「災害救助法の適用」に準拠する。

第2節 情報の収集伝達

項 目	市担当	関係機関
第1 情報連絡体制の確立	本部班、情報班	—
第2 気象情報等の収集・伝達	本部班、市民自治班、各班	消防団、銚子地方気象台、 県
第3 被害情報の収集・報告	本部班、各班	—
第4 災害広報	渉外班、市民班、本部班、情報班、市民自治班、教育班、要配慮者班、こども班	消防団
第5 報道機関への対応	渉外班、本部班	—

第1 情報連絡体制の確立

1 市の通信手段の確保

本部班・情報班は、通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、次の通信手段を用いて通信を行う。

(1) 電話

ア 災害時優先電話

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話を活用し連絡を行う。

イ 特設公衆電話

特設公衆電話が設置できる状況にあつては、避難所等に特設公衆電話の設置を東日本電信電話株式会社に要請し、通信を確保する。

ウ 災害用携帯電話

避難場所などに設置されている災害用携帯電話を活用し連絡を行う。

(2) 防災行政無線、防災行政情報伝達システム

防災行政無線（同報系）等を用いて、一斉放送を行う。

(3) 千葉県防災行政無線・千葉県防災情報システム

県が設置している千葉県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により県災害対策本部、関係機関との通信及び総務省消防庁への報告を行う。

(4) アマチュア無線

一般加入電話が途絶し、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線関係団体の協力を要請する。

2 通信施設が使用不能となった場合の措置

本部班は、通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能となった場合、又は特に緊急を要する事態が生じた時で、他の通信施設を利用した方が速やかに連絡できると認めた場合は、下記に掲げる機関の専用電話、若しくは無線等の通信施設を使用する。

(1) 関東地方非常通信協議会の構成機関の通信施設

警察通信施設（警察署）、鉄道無線（成東駅）

(2) 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

3 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

本部班は、災害対策基本法第 57 条の規定により災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送を要請する。

第2 気象情報等の収集・伝達

本部班は、千葉県防災行政無線等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する気象情報を速やかに収集する。通信回線の障害・不通時は、テレビ・ラジオから情報を入手する。

なお、消防庁は、全国瞬時警報システム（Jアラート）により情報を伝達している。

1 気象情報等

(1) 気象情報

気象情報は、次のとおりである。

〈気象注意報・警報の種類〉

注 意 報	気象注意報	風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着氷・着雪注意報、霜注意報、低温注意報
	高潮注意報・波浪注意報・洪水注意報	
	浸水注意報（浸水に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる） 地面現象注意報（地面現象に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる）	
警 報	気象警報	暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報
	高潮警報・波浪警報・洪水警報	
	浸水警報（浸水に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる） 地面現象警報（地面現象に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる）	
特別警報		大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪（数十年に一度の現象）
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量で100mmを越す降水が観測された場合
竜巻注意情報		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける

(2) 水防活動用気象注意報・警報

銚子地方気象台は、水防活動の利用に適合する予報・警報を発表する。発表は、一般の利用に適合する予報・警報をもって行う。

〈水防活動用気象注意報・警報の種類〉

水防活動用注意報・警報	一般の注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報

(3) 火災気象通報

銚子地方気象台は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通

報の発表及び終了の通報を行う。市長は、知事からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

〈火災気象通報の基準〉

- ア 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき
 - イ 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき
- ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。
- 基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15メートル以上）

2 土砂災害警戒情報

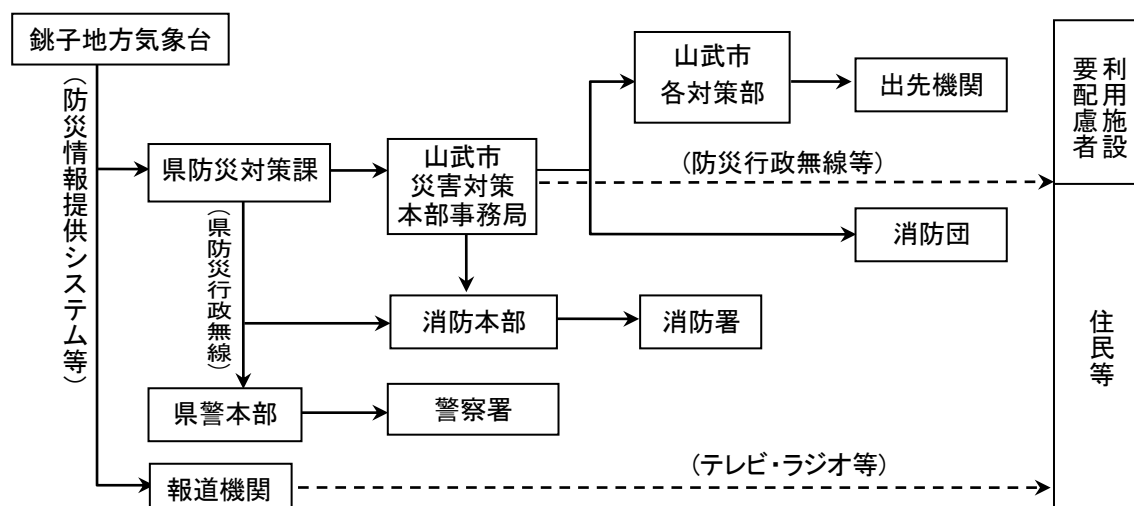
県及び銚子地方気象台は、市町村を単位として土砂災害警戒情報を発表する。

また、県はホームページ等を利用して、市内の災害発生危険度や雨量予測等の詳細情報を提供する。

本部長は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、周辺住民に対し周知徹底するとともに避難指示等の判断を行う。

3 気象情報の伝達

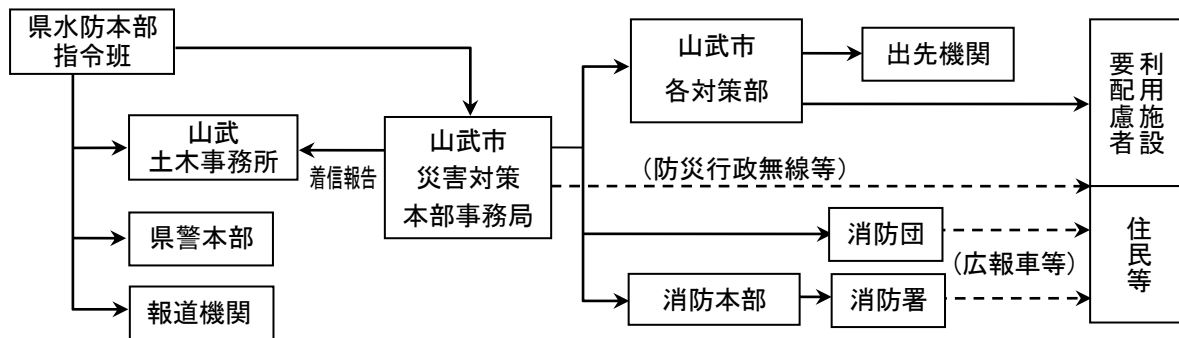
市民自治班、本部班、関係各班及び消防団は、気象警報、特別警報、土砂災害警戒情報等について、防災行政無線（同報系）、緊急速報メール、広報車両による放送等により市民等に周知する。



〈気象警報等の伝達系統〉

4 特別警戒水位到達情報の伝達

県が指定する水位周知河川である作田川、木戸川、真亀川について、特別警戒水位への到達情報が県から本市へ通知された場合、本部班は関係各班を通じて洪水浸水想定区域内の住民及び要配慮者利用施設の管理者等にその旨を伝達する。



〈特別警戒水位到達情報の伝達系統〉

第3 被害情報の収集・報告

本部班は、市内の災害発生状況を「千葉県危機管理情報等報告要領」に基づき、県に報告する。県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告を行う。

なお、一定規模以上の火災・災害等については、「火災・災害等即報要領」により、第1報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第2節第3「被害情報の収集・報告」に準拠する。

第4 災害広報

渉外班は、市民等への情報提供のため、防災行政無線、緊急速報メール等の手段により広報活動を実施する。

避難生活を行う場合は、避難所への掲示、区・自治会等を通じた伝達、相談窓口の設置など、多様な方法によって、正確な情報を被災者に広報する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第2節第4「災害広報」に準拠する。

第5 報道機関への対応

本部班及び渉外班は、被害が発生した場合、必要に応じて、報道機関への放送要請、取材への対応及び定期的な記者発表を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編第3章第2節第5「報道機関への対応」に準拠する。

第3節 消防・救助救急・水防・危険物等対策

項 目	市担当	関係機関
第1 消防活動	—	消防本部、消防団
第2 救助・救急活動	—	消防本部、消防団、警察署
第3 水防活動	本部班、土木班	消防本部、消防団、山武土木事務所、山武農業事務所
第4 危険物等の対策	教育班	消防本部、県

第1 消防活動

消防本部は、災害状況に応じて、通常体制から非常体制に切り替えて消防活動を実施する。
対策の内容は、地震・津波災害編第2章第3節第1「消防活動」に準拠する。

第2 救助・救急活動

消防本部は、浸水や土砂災害等による行方不明者が発生した場合は、消防団、警察署等と連携して救助活動を行い、傷病者を医療機関に搬送する。
対策の内容は、地震・津波災害編第2章第3節第2「救助・救急活動」に準拠する。

第3 水防活動

1 危険区域の監視・警戒

市は、市内において浸水被害のおそれがある場合は、次に示す水防組織を設置し、危険区域の監視・警戒に当たる。

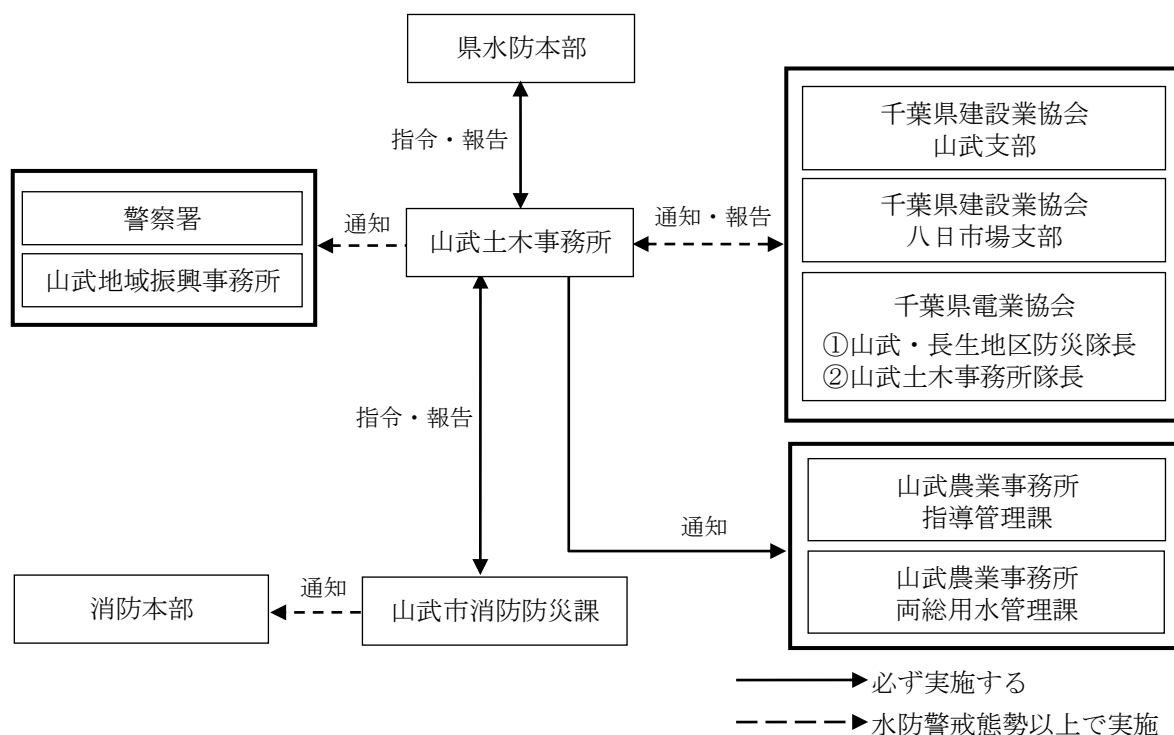
(1) 水防組織

- ア 水防組織の統轄は、水防管理者である市長が行う。
- イ 水防の実務については、土木課、消防防災課及び消防団が行う。
- ウ 水防組織は、その水害について災害対策本部が設置されるまでの間、又は災害対策本部を設置する必要がある程度の水害に対処するための組織とし、災害対策本部が設置されたときは、当該本部に統合される。

(2) 配備基準

水防組織の配備基準は、概ね次のとおりとする。

- ア 市内に、配備基準の第2配備に相当する警報が発表されたとき。
- イ 大雨等により幹線農業用排水路の水量が増加し、被害が予想されるとき。
- ウ 高潮又は潮位の上昇により、海浜又は海浜地域の建築物等に被害のおそれがあるとき。
- エ 県水防本部から指示があったとき又は市長が必要と認めたとき。



〈水防配備指令伝達系統〉

(3) 活動体制

- ア 幹線水路（排水機場を含む。）、海浜等を随時巡視し、水防上危険があると認めた場合は、直ちにその管理者に通報し、必要な措置を求める。
- イ 水防上又は住民の安全のため緊急の必要がある場合に、警戒区域を設定し、部外者の立入りを禁止若しくは制限し、又はその区域からの撤退を勧告する。
- ウ 幹線水路が決壊し、又は家屋等が浸水した場合等において、被害の拡大を防止するため、施設の管理者と共同して、有効な工法による水防作業を実施する。
- エ 巡視にあたっては、山武土木事務所、山武農業事務所等と緊密な連絡を保ち、実施する。

2 避難指示等

本部長は、気象情報、河川水位及び現場の状況から、避難が必要と判断される場合は、高齢者等避難、及び避難指示等を発令する。

3 公用負担

水防法第28条（公用負担）の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木、その他資材の使用
- ウ 車両、その他運搬具又は器具の使用
- エ 工作物、その他障害物の処分

- （備考）
1. 公用負担の権限を行使する者は、公費負担権限証明書を携帯し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。
 2. 市は、公用負担の行使により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第4 危険物等の対策

危険物等の対策は、危険物の管理者及び監督機関が行うが、消防署は、必要に応じて協力や情報連絡を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第3節第4「危険物等の対策」に準拠する。

第4節 災害警備・交通規制

項 目	市担当	関係機関
第1 災害警備	—	警察署、海上保安部
第2 交通規制等	土木班	消防団、警察署、山武土木事務所、印旛土木事務所、東日本高速道路株式会社
第3 緊急通行車両の確認等	本部班	公安委員会
第4 緊急輸送	施設班、本部班	消防団
第5 防犯	市民自治班	警察署、自主防災組織、消防団

第1 災害警備

1 災害警備の基本方針

警察は、「千葉県警察災害警備実施計画」に基づき、大雨や暴風に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

2 警備体制

警察署は、大雨や暴風に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

(1) 連絡室

県内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

(2) 対策室

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合

(3) 災害警部本部

大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

3 災害警備活動要領

- (1) 要員の招集及び参集
- (2) 気象情報及び災害情報の収集及び伝達
- (3) 装備資機材の運用
- (4) 通信の確保
- (5) 救出及び救護
- (6) 避難誘導及び避難地区の警戒
- (7) 警戒線の設定
- (8) 災害の拡大防止と二次災害の防止
- (9) 報道発表
- (10) 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- (11) 死傷者の身元確認、遺体の収容
- (12) 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

- (13) 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- (14) 協定に基づく関係機関への協力要請
- (15) その他必要な応急措置

4 海上保安部

銚子海上保安部は、大規模海難等の発生が予想される場合においては、海上保安庁非常配備規則及び海上保安庁防災業務計画に基づき、警戒配備（注意体制）、非常配備に分けて発令するとともに、海上における犯罪の予防及び鎮圧、人命及び財産の保護並びに海洋汚染の防止に対処する。

第2 交通規制等

土木班、消防団は、道路冠水箇所等をパトロールし、車両の水没等のおそれがある箇所の通行止めや誘導を行う。

警察及び道路管理者は、法令に基づいて風水害等により道路が被災した場合、又は災害対策車両の通行を優先する必要がある場合は、交通規制や道路啓開を実施する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第4節第2「交通規制等」に準拠する。

第3 緊急通行車両の確認等

災害対策で使用する車両は、県又は公安委員会から緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受ける。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第4節第3「緊急通行車両の確認等」に準拠する。

第4 緊急輸送

救援物資や災害対策要員等を輸送する場合は、市有車両を使用するほか、関係団体の協力を得て、車両及び燃料を確保して対応する。

また、重篤者等の搬送が必要な場合は、ヘリコプター離発着場を開設し、県その他にヘリコプターの要請を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第4節第4「緊急輸送」に準拠する。

第5 防犯

被災地、避難所における犯罪等を防止するため、警察署等と連携して防犯対策を実施する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第4節第5「防犯」に準拠する。

第5節 避難対策

項 目	市担当	関係機関
第1 避難行動	本部班、渉外班	消防団、自主防災組織
第2 避難所の開設	本部班、避難所運営班※	—
第3 避難所の運営	避難所運営班※	山武市社会福祉協議会、ボランティア団体
第4 感染症対策	本部班、避難所運営班※、保健班	保健所（山武健康福祉センター）
第5 広域避難・広域一時滞在	本部班	—

※ 避難所運営班とは、避難所開設運営のため配置された要配慮者班、教育班をいう。

第1 避難行動

1 風水害における避難の基本

市民等は、気象情報等により危険と判断した場合は、市からの指示がなくても、自主的に避難及び安全確保を行う。また、気象庁や市が発する5段階の警戒レベルに応じた避難を行う。

〈5段階の警戒レベル〉

警戒レベル	発令される状況	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生又は切迫 (必ず発令される 情報ではない)	○命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険である場合、緊急安全確保を行う。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示	災害のおそれ高い	○危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（「立退き避難」又は「屋内安全確保」）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害のおそれあり	○危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）を行う。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報	気象状況悪化	○自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報	今後気象状況悪化 のおそれ	○災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

2 避難指示等の発令

(1) 避難指示等の発令

本部長は、次の基準により、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域の住民等に避難指示等を発令する。発令の判断は、防災気象情報、気象台や県（山武土木事務所）からの助言、現場の巡視報告、市民からの通報等を考慮して迅速に行う。また、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川の氾濫などの危険度が同時に高まっている場合は、それらすべての災害事象を対象として避難対象地区や避難先等を設定して円滑な避難を確保する。

〈避難情報の種類及び発令基準の目安〉

種類	洪水	土砂災害
(警戒レベル3) 高齢者等避難	◇基準水位観測所の水位が氾濫危険水位の8割にあたる水位に到達した場合で継続して降雨が予報されている場合 ◇今後の6時間予報で、山武地区、松尾地区、山武市隣接地域に1時間雨量50mm降雨情報を得た場合 ◇今後の6時間予報で、山武地区、松尾地区、山武市隣接地域に半日(12時間)で150mm以上の降雨情報を得た場合 ◇今後の6時間予報で、山武地区、松尾地区、山武市隣接地域に1日で250mm以上の降雨情報を得た場合	◇土砂キキクルが「警戒」の場合 ◇大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)の危険度分布のレベル3警戒(警報級)可能性が言及されている場合 ◇強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ◇近隣で前兆現象(湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化した等)が発見された場合
(警戒レベル4) 避難指示	◇基準水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ◇今後の3時間予報で、山武地区、松尾地区、山武市西側の山武市隣接地域に1時間雨量50mm降雨情報を得た場合 ◇今後の3時間予報で、山武地区、松尾地区、山武市隣接地域に半日(12時間)で180mm以上の降雨情報を得た場合 ◇今後の3時間予報で、山武地区、松尾地区、山武市隣接地域に1日で300mm以上の降雨情報を得た場合	◇土砂キキクルが「危険」の場合 ◇大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、氾濫危険情報及び土砂災害警戒情報が発表された場合 ◇土砂災害の前兆現象(溪流付近での斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等のクラック等)が発見された場合 ◇その他人命保護上、避難情報を要すると認められる場合
(警戒レベル5) 緊急安全確保	◇洪水キキクル又は土砂キキクルが「災害切迫」の場合 ◇大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ◇既に河川越水及び浸水の発生を確認できた場合	◇土砂キキクルが「災害切迫」の場合 ◇大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、大雨特別警報(土砂災害)及び記録的短時間大雨情報が発表された場合 ◇既に土砂災害の発生を確認できた場合
解除	◇氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、気象情報をもとに今後上流域での降雨がほとんどないと見込まれる場合(パトロールを行った後) ◇降雨がほとんどないと見込まれ、避難者が全員帰宅し、その後も避難が行われないと判断される場合	◇土砂災害警戒情報が解除され、気象情報をもとに今後のまとまった降雨が見込まれない場合 ◇降雨がほとんどないと見込まれ、避難者が全員帰宅し、その後も避難が行われないと判断される場合

(注1) 基準水位観測所は、作田川が日向、木戸川が中台である。

(注2) 山武市隣接地域とは、山武市に隣接する東金市、八街市、富里市で山武市の河川の上流域をいう。

(2) 避難指示等の解除

本部長は、危険が解消されたと判断される場合は、避難指示を解除する。

(3) 避難指示等の内容

避難指示等は、次の事項を明らかにして行う。

〈避難指示等の内容〉

ア 避難対象地域・対象者	イ 避難先	ウ 避難経路
エ 避難指示等の理由	オ その他必要な事項	

3 避難情報等の伝達

(1) 市民等への伝達

本部班及び渉外班は、避難指示等を発令又は解除した場合、防災行政無線、広報車、緊急速報メール等により市民等に伝達する。

(2) 関係機関への通報

本部班は、避難指示等又は解除を発令した時は、その旨を県災害対策本部・支部、警察署、消防本部、山武地域振興事務所に連絡する。

4 避難誘導等

(1) 市民等の避難誘導

避難は、区・自治会、自主防災組織、各施設管理者等による自主的な誘導体制により行うことを原則とする。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難支援は、個別避難計画が作成されているものについては個別避難計画に基づいて、その他の者は地域が支援して行うことを原則とする。

(3) 学校、事業所等における誘導避難

こども園、幼稚園、保育園、学校、事業所及びその他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な誘導によることを原則とする。

(4) 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災計画、避難計画に基づき実施する。各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

5 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

第2 避難所の開設

避難指示等を発令した場合は、避難対象地域の避難所を開場し、避難者を受け入れる。対策の内容は、地震・津波災害編第2章第5節第2「避難所の開設」に準拠する。

第3 避難所の運営

住家が被災して、居住することが困難な場合は、引き続き避難所を指定して収容する。その場合、避難所の運営は、原則として避難者による自治とする。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第5節第3「避難所の運営」に準拠する。

第4 感染症対策

感染症への対策として、避難時における感染防止行動、避難所における感染症対策を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第5節第4「感染症対策」に準拠する。

第5 広域避難・広域一時滞在

本部班は、避難者の収容のための指定緊急避難場所又は被災者を収容するための指定避難所を市内の避難施設では確保が困難な場合は、県内市町村又は県に対して、市外の自治体への受入れを要請する。

第6節 医療救護・防疫活動

項 目	市担当	関係機関
第1 医療救護活動	保健班	県、山武郡市医師会・山武郡市歯科医師会・山武郡市薬剤師会、消防本部
第2 防疫活動	保健班	保健所（山武健康福祉センター）、山武郡市医師会
第3 保健衛生活動	保健班	保健所（山武健康福祉センター）

第1 医療救護活動

風水害等によって傷病者が発生した場合は、救急告示病院等の医療機関に搬送する。

多数の傷病者が同時に発生した場合は、山武地域合同救護本部、山武郡市医師会、山武郡市薬剤師会、山武郡市歯科医師会等に医療救護班の編成及び出動を要請し、被災現場に医療救護所を設置して対応にあたる。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第7節第1「医療救護活動」に準拠する。

第2 防疫活動

感染症の予防を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、被災地の消毒、検病調査・健康診断、入院の勧告等を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第7節第2「防疫活動」に準拠する。

第3 保健衛生活動

長期にわたって避難生活が継続した場合は、避難所救護所の設置、又は巡回班の巡回により、保健所（山武健康福祉センター）と連携して、被災者の健康管理にあたる。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第7節第3「保健衛生活動」に準拠する。

第7節 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬

項 目	市担当	関係機関
第1 行方不明者の捜索	市民班	警察署、消防本部、消防団、 自衛隊、海上保安部、山武市 建設業災害対策協力会
第2 遺体の処理・埋火葬	市民班	警察署、日赤千葉県支部、山 武郡市医師会、山武郡市歯科 医師会、自衛隊

第1 行方不明者の捜索

市は消防本部、警察署、消防団、自衛隊及び山武市建設業災害対策協力会等の協力を得て、災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）の捜索活動を実施する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第8節第1「行方不明者の捜索」に準拠する。

第2 遺体の処理・埋火葬

遺体が多数発生した場合は、警察署等と連携して遺体安置所を開設し検視・検案・安置を行う。また、遺族での火葬が困難な場合は、火葬場を確保するなどの支援を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第8節第2「遺体の処理・埋火葬」に準拠する。

第8節 給水・物資の供給

項 目	市担当	関係機関
第1 飲料水の供給	環境保全班、水道班	山武郡市広域水道企業団
第2 食料の供給	物資班、本部班、市民自治班、教育班	—
第3 生活必需品の供給	物資班	—
第4 救援物資の受入れ・管理	物資班、本部班、情報班	日本赤十字社、ボランティア団体

第1 飲料水の供給

断水発生当初は、家庭内備蓄の水を活用する。その後、市は給水体制を整えて給水活動を行い、山武郡市広域水道企業団は市が行う応急給水に対し、積極的に協力する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第9節第1「飲料水の供給」に準拠する。

第2 食料の供給

災害発生当初は、家庭内備蓄の食料で充当することを基本とする。住家被害により炊事ができない被災者に対して、市の備蓄、自衛隊等の炊き出し、救援の食料を供給する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第9節第2「食料の供給」に準拠する。

第3 生活必需品の供給

災害発生当初は、家庭内備蓄の生活必需品で充当することを基本とする。住家被害により生活必需品を失った被災者に対して、市の備蓄、救援物資を供給する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第9節第3「生活必需品の供給」に準拠する。

第4 救援物資の受入れ・管理

家庭内備蓄、市の備蓄及び調達によっても食料・物資が不足する場合は、県、協定先自治体等に応援を要請し、救援物資を受け入れる。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第9節第4「救援物資の受入れ・管理」に準拠する。

第9節 広域応援要請・広域避難者等の受入れ

項 目	市担当	関係機関
第1 自衛隊の災害派遣	本部班	自衛隊
第2 県・市町村等への要請	本部班、総務班、水道班、各班	山武郡市広域水道企業団
第3 消防の広域応援要請	本部班	消防本部
第4 災害協定の活用	本部班、総務班	
第5 広域避難者等の受入れ	本部班（消防防災課）、各班（課等）	—

第1 自衛隊の災害派遣

人命又は財産の保護のため必要がある場合、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求し、受入れのため必要な体制を整える。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第10節第1「自衛隊の災害派遣」に準拠する。

第2 県・市町村等への要請

災害が発生し、市のみでは対応が困難な場合は、国、県、他の市町村等に対し応援を要請し、受入れのため必要な体制を整える。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第10節第2「県・市町村等への要請」に準拠する。

第3 消防の広域応援要請

消防本部の消防力では対応が困難な場合は、協定等に基づき、県内消防機関や緊急消防援助隊等の応援を要請する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第10節第3「消防の広域応援要請」に準拠する。

第4 災害協定の活用

本部班は、総務班がとりまとめた各部班の応援協力のニーズを踏まえ、災害協定を締結する団体への応援協力の要請を行う。

第5 広域避難者等の受入れ

市外で災害が発生し、県等を通じて避難者の受入れ協議があった場合、全庁的な体制で受入れ及び支援を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第10節第5「広域避難者の受入れ」に準拠する。

第10節 生活関連施設等の応急復旧対策

項 目	市担当	関係機関
第1 ライフライン施設	水道班、環境保全班	山武郡市広域水道企業団、東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社ほか通信事業者、大多喜ガス株式会社
第2 交通	土木班	東日本旅客鉄道株式会社、山武土木事務所、印旛土木事務所、東日本高速道路株式会社
第3 公共施設	公共施設の管理者	—

第1 ライフライン施設

各ライフライン機関は、災害が発生するおそれのある場合は、被害の防止及び供給の継続を図るため、必要な措置をとる。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第11節第1「ライフライン施設」に準拠する。

第2 交通

東日本旅客鉄道株式会社及び道路管理者は、点検や気象状況等に応じた規制や等を行い、事故の発生を防止する。

また、災害が発生した場合、被害状況を速やかに把握し、優先する施設から応急復旧を図る。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第11節第2「交通」に準拠する。

第3 公共施設

施設管理者は、所管施設の利用者等の安全を確保する。利用者の避難誘導や救護の後、施設の被災状況を調査し、防災拠点としての活用及び二次災害防止のための応急措置を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第11節第3「公共施設」に準拠する。

第11節 学校等における児童・生徒等の安全対策

項 目	市担当	関係機関
第1 災害発生時の対応	教育班、こども班	—
第2 応急教育	教育班	—
第3 応急保育	こども班	
第4 社会教育施設の対策	教育班	—
第5 文化財の確認	教育班	—

第1 災害発生時の対応

園長及び学校長は、災害の発生のおそれのある場合は、園児・児童・生徒の安全を確保する。被害が発生した場合は、安否状況及び被害状況を所管課に報告する。

また、施設を避難所として使用する場合は、開設に協力する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第12節第1「災害発生時の対応」に準拠する。

第2 応急教育

災害発生後に通常の実施ができない場合は、特別の体制で応急教育を行う。

また、被災した児童・生徒に対し、学用品の供与等の支援を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第12節第2「応急教育」に準拠する。

第3 応急保育

こども園・幼稚園の園長は、各施設の被害状況を把握し、応急保育等の措置をとる。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第12節第3「応急保育」に準拠する。

第4 社会教育施設の対策

各施設管理者は、所管施設の利用者等の安全を確保する。利用者が児童・生徒等の場合は、避難場所で一時保護又は避難所にて地域の市民等に引き渡す。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第12節第4「社会教育施設の対策」に準拠する。

第5 文化財の確認

文化財に被害が発生した場合は、被害拡大防止及び被害の報告を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第12節第5「文化財の確認」に準拠する。

第12節 廃棄物・環境対策

項 目	市担当	関係機関
第1 障害物の除去	土木班、環境保全班、本部班、都市整備班	山武土木事務所、印旛土木事務所、東日本高速道路株式会社
第2 清掃・廃棄物処理	環境保全班	山武郡市環境衛生組合、東金市外三市町清掃組合
第3 環境汚染の防止	環境保全班	県
第4 動物対策	環境保全班、避難所運営班、物資班	保健所（山武健康福祉センター）、動物愛護センター、千葉県獣医師会

第1 障害物の除去

宅地等の障害物の除去は、災害救助法の規定及び山武市がけ崩れ復旧事業補助金交付要綱に基づき実施する。

また、道路、河川の障害物の除去は、各管理者が実施する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第13節第1「障害物の除去」に準拠する。

第2 清掃・廃棄物処理

災害廃棄物が大量に発生した場合は、「山武市災害廃棄物処理計画」等に基づき、発生量を推計し収集、処理を実施する。

また、断水や浸水等により住家が被災し、トイレが使用できない場合は、被災地に仮設トイレを設置して対処する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第13節第2「清掃・廃棄物処理」に準拠する。

第3 環境汚染の防止

建物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散防止や危険物の漏出等に伴う環境汚染防止を実施する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第13節第3「環境汚染の防止」に準拠する。

第4 動物対策

災害に伴い死亡した家畜等の処理、ペット等の動物の救助と保護を実施する。

なお、同行避難したペットの対応は、飼い主の責任にて行うものとする。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第13節第4「動物対策」に準拠する。

第13節 建築物・住宅対策

項 目	市担当	関係機関
第1 被災宅地の危険度判定	都市整備班	—
第2 住家の被災調査・罹災証明の発行	調査班	消防本部
第3 住宅の応急修理	都市整備班	—
第4 応急仮設住宅の供給	都市整備班	県

第1 被災宅地の危険度判定

宅地の二次災害を軽減、防止するために宅地の危険度判定を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第14節第2「被災宅地の危険度判定」に準拠する。

第2 住家の被災調査・罹災証明の発行

家屋の被害状況の調査し、罹災証明書を発行する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第14節第3「住家の被災調査・罹災証明の発行」に準拠する。

第3 住宅の応急修理

災害により被害をうけ、一定の条件を満たす被災者の住家に対し、住宅の応急修理を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第14節第4「住宅の応急修理」に準拠する。

第4 応急仮設住宅の供給

災害により住家を失った被災者に対し、応急仮設住宅を供給する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第14節第5「応急仮設住宅の供給」に準拠する。

第14節 要配慮者対策

項 目	市担当	関係機関
第1 避難行動要支援者の避難支援	要配慮者班	消防団、山武市社会福祉協議会、自主防災組織、郵便局
第2 要配慮者への対応	要配慮者班、都市整備班、本部班	消防団、山武市社会福祉協議会、福祉関係団体、自主防災組織
第3 社会福祉施設入所者等への支援	要配慮者班	社会福祉施設

第1 避難行動要支援者の避難支援

山武市避難行動要支援者支援計画に基づき、区・自治会、自主防災組織、民生委員等が連携して避難行動要支援者の避難誘導及び災害情報の伝達を行う。

洪水予報等が発表された場合は、本編第1章災害予防計画第3節で規定した要配慮者利用施設にその情報を遅滞なく伝達する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第15節第1「避難行動要支援者の避難支援」に準拠する。

第2 要配慮者への対応

避難した災害時要配慮者に対し、避難所、福祉避難所等で生活支援を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第15節第2「要配慮者への対応」に準拠する。

第3 社会福祉施設入所者等への支援

社会福祉施設の管理者は、入所者・利用者への対応を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第15節第3「社会福祉施設入所者等への支援」に準拠する。

第15節 ボランティアへの対応

項 目	市担当	関係機関
第1 ボランティアの受入れ体制	市民自治班	山武市社会福祉協議会
第2 ボランティア活動支援	市民自治班	山武市社会福祉協議会

第1 ボランティアの受入れ体制

被災の状況によりボランティア活動が必要な場合は、山武市社会福祉協議会と連携してボランティアの受入れ体制を構築する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第16節第1「ボランティアの受入れ体制」に準拠する。

第2 ボランティア活動支援

必要に応じて、ボランティアの活動を支援する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第16節第2「ボランティア活動支援」に準拠する。

第16節 帰宅困難者対策

項 目	市担当	関係機関
第1 施設管理者等の対応	教育班、こども班	大規模集客施設管理者、東日本旅客鉄道株式会社
第2 市の対応	帰宅困難者対策班、本部班、情報班	事業者

第1 施設管理者等の対応

帰宅できない状況になった場合は、各事業所、学校等で帰宅の抑制を図る。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第17節第1「施設管理者等の対応」に準拠する。

第2 市の対応

交通の途絶等により帰宅困難者が発生した場合は、一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を収容する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第17節第2「市の対応」に準拠する。

第17節 生活支援

項 目	市担当	関係機関
生活支援	市民班、帰宅困難者対策班、本部班	—

市は、避難生活中の市民の生活を支援するため、入浴支援や洗濯所の開設及び携帯電話の充電サービス等を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編 第2章「第18節 生活支援」に準ずる。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 市民生活安定のための対策

項 目	市担当	関係機関
第1 被災者の生活支援	社会福祉課、課税課、子育て支援課、国保年金課、高齢者支援課、秘書広報課、収税課、都市整備課、消防防災課、社会福祉課	山武市社会福祉協議会、千葉公共職業安定所、日本郵便株式会社、各公共機関
第2 地域経済への支援	農政課、商工観光課	—

第1 被災者の生活支援

被災者に対し、法令等に基づき、税の減免、災害弔慰金・被災者生活再建支援金等の支給等、生活支援を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編第3章第1節第1「被災者の生活支援」に準拠する。

第2 地域経済への支援

災害の状況に応じて、中小企業者や農林水産業者へ資金融資等を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編第3章第1節第2「地域経済への支援」に準拠する。

第2節 施設の復旧計画

市は、国及び県と連携して災害の再発を予防し、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し復旧事業にあたる。

対策の内容は、地震・津波災害編第3章第2節「災害復旧事業計画」に準拠する。

第3節 災害復興計画

市域が大きな被害を受けた場合、再び風水害による災害を被らないために、現状復旧にとどまらず「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を実施する。

対策の内容は、地震・津波災害編第3章第3節「災害復興計画」に準拠する。

